

「県民の森」指定管理者募集に係る質問と回答

質問1 『募集要項』3頁の7 指定管理者と山形県の責任分担等について、安全衛生管理（クマ・ハチ等危険な生物への対応を含む）とあるが、危険な生物への対応とは、（具体的に）どこまでの範囲を指すのか。

1.

回答 指定管理者の業務としては、遊歩道やアスレチック施設等の周辺へのハチトラップの設置等の予防措置に加え、危険な生物を目撃（確認）したときの危険区域周辺でのパトロールや警戒看板設置、立入禁止区域の設定、来園者への周知に加えて、関係機関への報告業務を想定しています。
なお、ハチの巣の駆除やクマの捕獲等の専門業者等に依頼する大がかりな対応については、別途県と指定管理者との協議によることとします。

質問2 『募集要項』10頁の4 事業計画書の審査基準について、選定基準Ⅰ基本事項、審査項目1施設の設置目的と管理運営方針の審査のポイントに「申請者の経営理念、運営方針は適切か、社会貢献活動はしているか。」と記載があるが、社会貢献活動とは、（具体的に）どのようなものか。公益財団法人の本業務が社会貢献活動とはならないのか。

2.

回答 社会貢献活動とは公益に資する活動一般を意味し、ボランティア活動やCSR活動等が含まれます。なお、公益財団法人は公益目的事業を行うことを主たる目的とするため、その法人が行う公益目的事業については社会貢献活動と認めます。

質問3 『募集要項』10頁の4 事業計画書の審査基準について、選定基準「Ⅲ事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること」、審査項目「3施設の維持管理の内容の妥当性」について、施設設置から40年近くが経過しており、今後、大規模な改修の予定はないのか。また、管理業務仕様書に既に使用していないと思われる施設の記載があるが、どのように取り扱えばよいのか。

3.

回答 現時点で決定している大規模な改修計画はございません。
また、東黒森山展望台は撤去済で、曲沼広場のコンクリート歩道及び曲沼展望台は森林管理署に返地しました。したがって『管理業務仕様書』の『別紙1 管理施設一覧』の3頁「展望台（東黒森山）」、6頁「曲沼広場 舗床 コンクリート歩道」、『別紙2 管理業務仕様一覧』の3頁「管理棟・展望台・休憩施設等」の①東

黒森山展望台と④曲沼見晴台は管理の対象外とし、『管理業務仕様書』から削除します。